



住宅・空き家を 災害から守りましょう

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊などにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている住宅を、安全な場所に移転するため、国と県及び町が移転者に危険住宅の除去などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する経費（金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額）に対して補助金を交付する制度です。詳細は問い合わせください。

○補助の内容

- ① 危険住宅の撤去及び移転（上限80万2千円）
- ② 危険住宅に代わる住宅の建設などは、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額（上限731万8千円）
- 対象
- ① 災害危険区域
- ② 県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域

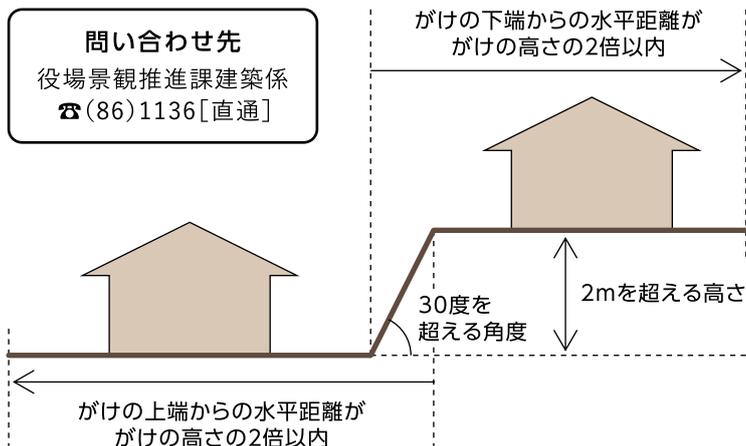
○その他

- ① 危険住宅居住者の親族が居住者のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。
- ② 危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり親族の住宅に同居したりする場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去の対象なりません。

危険空家等

解体撤去事業

倒壊の恐れがあるなどの危険な空き家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家などの解体工事の費用の一部を補助します。（長島町危険空家等解体撤去事業）
詳細は問い合わせください。



参考：「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、且つ、その高さが2mを超えるもので、その区域は「がけ」の高さの2倍以内の範囲です。

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事に対する補助制度

地震に対する安心・安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事に対する補助制度があります。詳細は問い合わせください。

○対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に着工され、現在居住されている木造住宅
- ・耐震改修工事
- ・耐震診断で補強の必要ありと診断されたものに限り

○補助限度額

- ・耐震診断
- 6万円

○申請期限

- 8月31日(月)

○補助金額

- 解体撤去工事に係る費用の80%以内の額

○その他

- ・前年度申請済のものから予算の範囲内で実施します。
- ・現地調査で補助対象外と判断される場合があります。
- ・家財、立木の処分費用などは対象外です。
- 申請期限
- 8月31日(月)
- ・町税などの滞納がないこと
- ・公共事業などの補償の対象となっていないこと
- ・火災を原因とするものではないこと